

## 優越的地位の濫用の基礎知識

梅田総合法律事務所 弁護士 今田 晋一  
弁護士 岡本志保子

### ▶ POINT

- ① 独占禁止法上の優越的地位の濫用と認められた場合、公正取引委員会から排除措置や課徴金納付の命令を受ける可能性があるだけでなく、損害賠償のおそれやレピュテーションリスクもあります。
- ② 優越的地位の濫用については、公正取引委員会が「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」<sup>1</sup>を公表しています。
- ③ 企業の規模に関わらず、日頃から、優越的地位の濫用となるおそれのある取引がないか、意識しておくことが大切です。

### 1 優越的地位の濫用とは

優越的地位の濫用は、独占禁止法<sup>2</sup>(以下「法」といいます。)で、「不公正な取引方法」の一つとして禁止されています。法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることにあります(法1条)。

#### (1) 規制されている理由

優越的地位の濫用とは、取引上優越的な地位にいることを利用して、相手方に対して不当

<sup>1</sup> 公正取引委員会 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日、平成29年6月16日改正) [https://www.jftc.go.jp/hourei\\_files/yuuetсутekichii.pdf](https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetсутekichii.pdf)

<sup>2</sup> 正式には、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」といいます。

な要求をする行為です。優越的地位の濫用法で禁止されている理由は、このような行為には「取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、公正な競争を阻害するおそれがある」というところにあります。

## (2) 優越的地位の濫用に該当する行為

優越的地位の濫用にあたる行為は、以下の要件に当たるものをいいます(法2条9項5号)。

### ① 自己(A)の取引上の地位が相手方(B)に優越していることを利用していること(優越的地位)

BがどれくらいAとの取引に依存しているかや、Aの市場における地位、BがA以外の取引先に変更することができるかといった事情に加え、BがAと取引することの必要性を示す具体的な事実を勘案して判断されます。

### ② 正常な商慣習に照らして不当な行為であること(公正競争阻害性)

ここでいう「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認される慣習のことを指します。このため、実際に存在する(公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されない)慣習に合致していたとしても、必ずしもその行為が正当化されるわけではないことに注意が必要です。

### ③ 以下のいずれかの濫用行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(B)(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。(購入・利用強制)

ロ 継続して取引する相手方(B)に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。(経済上の利益提供)

ハ 取引の相手方(B)からの取引に係る商品の受領を拒むこと(受領拒否)、取引の相手方(B)から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方(B)に引き取らせること(返品)、取引の相手方(B)に対して取引の対価の支払を遅らせること(支払遅延)、若しくはその額を減じること(減額)、その他取引の相手方(B)に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。(その他の濫用行為)

以上の要件①②③を満たす場合、Aは、Bに対して、優越的地位を濫用しているものとして、違法となります。

## (3) 優越的地位の濫用と認定された場合のリスク

優越的地位の濫用にあたりと認められると、以下のような処分や請求を受ける可能性があります。

・公正取引委員会から排除措置命令を受ける(法20条)

- ・公正取引委員会から課徴金納付命令を受ける(法20条の2)
- ・取引の相手方から、差止請求(民事)をされる(法24条)
- ・取引の相手方から、損害賠償請求(民事)<sup>3</sup>をされる(法25条)。

なお、公正取引委員会から排除措置命令や課徴金納付命令を受けた場合、そのことが一般に公表されることになっています。

## 2 優越的地位の濫用の具体例

実際に、これまでに優越的地位の濫用にあたるとして、公正取引委員会から各例のA社に対し、排除措置命令や課徴金納付命令が出された事例をご紹介します

### (1) 購入・利用強制の例

A社は、毎年開催している「大感謝祭」を実施するにあたり、自社で設定した販売目標を達成するため、仕入れ先であるB社やその従業員に対して、大感謝祭で取り扱う商品を買うよう要請した。

B社やその従業員の多くは、B社がA社との取引を継続して行っている立場上、A社の要請に応じざるを得ない状況にあったため、やむなく商品を買っていた。

→B社は、A社と継続的に取引する会社であり、これからもA社と取引することが必要であったためにA社の要請を受け入れざるを得ない状況でした。このような事例は、優越的地位の濫用(購入強制)にあたり、違法です。本来、B社従業員はA社の商品を買わなくてもよいのですが、事実上、買わざるを得ない状況であったことが問題です。

### (2) 経済上の利益提供の例

A社は、自社の店舗の新規オープンに際し、仕入れ先であるB社に対し、B社から納入される商品以外のものについても、B社の従業員に陳列や補充、接客などのオープン作業を行うよう求め、B社の従業員に無償で手伝わせた。

B社は、A社との取引を継続して行っている立場上、A社の要請に応じざるを得ず、A社との契約上の対価に反映されていない業務負担が生じた。

→この事例でも、B社は、A社と継続的に取引する会社であり、これからもA社と取引することが必要であったためにA社の要請を受け入れざるを得ない状況でした。このような事例は、優越的地位の濫用(経済上の利益提供)にあたり、違法です。本来、B社は正当な対価を得ず取引に関係のない労務のために従業員を遣わす必要はないのですが、A社との取引での立場上、正当な対価なく自社の商品の販促と関係のない作業のために従業員を遣わすことを強制されているに等しい状況であったことが問題です。

<sup>3</sup> この場合、A(違反した事業者もしくは事業者団体)は、自らに故意又は過失がないことを理由に請求を退けることはできません(無過失責任。法25条2項)

### (3) その他の濫用行為の例

A社は、ある商品の製作をB社に依頼しており、あらかじめA社とB社との間で当該商品の検査基準を定めていた。あるとき、A社が突然検査基準を厳しくすると言ひ、これまでの検査基準で納入した商品について「発注内容と異なる」「瑕疵がある」等として、B社にやり直しを求めた。

B社は、突然一方的に検査基準を厳しくすると言われ戸惑ったものの、これからもA社と取引を継続しなければ経営が立ち行かないために、やむなくA社の要請に応じた。

→B社は、A社と継続的に取引する会社であり、これからもA社との取引を継続するために、やむなくA社の要請に応じていました。このような事例でも優越的地位の濫用にあたり、違法です。A社は、検査基準を厳しくしたいのであれば、一方的に求めるのではなく、合理的な根拠に基づいて、事前に十分にB社と協議等をする必要がありました。

## 3 デジタル・プラットフォーマーと優越的地位の濫用

近年、公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーマーに関する問題に関心を示しています。デジタル・プラットフォームは、利用者や社会に多大な便益をもたらす半面、利用者が特定のデジタル・プラットフォームに集中しやすく、他のプラットフォームに乗り換えるのが困難である等の特徴から競争上の問題が生じやすいという特性があります。

公正取引委員会は、ここ数年で「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を行い、これまでに、オンラインモール・アプリストアに関する事業者間取引<sup>4</sup>、デジタル広告分野<sup>5</sup>、クラウドサービス分野<sup>6</sup>等、様々な報告書を公開しています。また、公正取引委員会が今年7月に公表した「公正取引委員会のデジタル分野の取組」<sup>7</sup>において、「組織全体としてデジタル化等経済社会の変化への対応を強化する。」と表明していることから、公正取引委員会のデジタル分野への関心の高さが窺われます。

公正取引委員会は、これまでに、通信販売のデジタル・プラットフォームを運営している複数の大企業に対して、優越的地位の濫用に該当する疑いがある旨を通知したり、立入検査をしたことがあります。また、緊急の必要が認められる事案については、裁判所に対し、優越的地位の濫用に該当する行為の緊急停止命令の申立てが行われることもあります。

例えば、あるオンラインモールの運営会社が、出店事業者に対し、一定額以上の商品について「送料無料」と表示する施策を一律に導入する旨通知したことから、公正取引委員会は、裁判所に対して、当該施策の一律導入の一時停止を求めて緊急停止命令の申立てを行いました。これを受けた運営会社は、当該施策の適用対象外にできる措置を設けることなどを公表したため、公正取引委員会は申立てを取り下げましたが、その後も引き続き審査を行いました。公正取引委員会の審査の結果、この運営会社は、問題となった通知以前にも、当該施策に参加し

<sup>4</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031b.pdf>

<sup>5</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/digital/210217\\_hontai\\_rev.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/digital/210217_hontai_rev.pdf)

<sup>6</sup> <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/digital/hontai.pdf>

<sup>7</sup> [https://www.jftc.go.jp/dk/digital/index\\_files/digital\\_torikumi.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/digital/index_files/digital_torikumi.pdf)

ていない店舗を不利にする取扱いを示唆するなどして、優越的地位の濫用にあたる疑いのある行為を行っていた事実が認められたということです。

## 4 まとめ

優越的地位の濫用は、大企業だけでなく中小企業においても起こりえるものであり、身近な問題であるにもかかわらず、見過ごされがちな問題です。実際、上記2の例で挙げたB社としても、A社との関係を続けるためには、A社からの要請を受け入れざるを得ませんでした。他方、A社は公正取引委員会から排除措置命令や課徴金納付命令を受けた場合、経済的な損失だけでなく、「独占禁止法違反をした企業」として公表されることにより、社会的信用を失うというリスクを負っています。A社の立場になっている可能性がある場合には、取引先と十分に協議するなどして、対等な関係を取り戻す必要があります。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

昨年、令和3年度中小企業診断士試験を受験し、合格いたしました。

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家であり、中小企業を対象とする民間コンサルタントです。

この資格の登録手続の一環で、実際に中小企業の診断に関わりましたが(実務補習といえます。)、弁護士の業務では深く立ち入らない、会社の経営課題の検討やその対応策、キャッシュフロー計算などに四苦八苦しつつも、大変貴重な経験をさせていただきました。

この実務補習で得たご縁で、現在は、事業再構築補助金申請の補助にも携わっております。補助金申請支援・事業計画書の作成支援は中小企業診断士が特に得意とする業務分野であり、私もできる限りのノウハウを取得できるよう、精進しています。

今後は、中小企業の依頼者様に対しては、法律的な問題の解決だけでなく、経営面での支援もメニューの一つとしてご提供したいと考えております。

(弁護士 布浦直)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 関電不動産梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER